烏山区民会館 ホール利用の制限について

当ホールは建物の構造上、他の施設に音漏れ、振動が伝わりやすいため、楽器の種類や音量により、使用の制限があります。

表中にない楽器の使用については、お問い合わせください。また、下記の催し物にも制限がありますのでご注意ください。

【使用可能な楽器】

+T3+'6' DD	1.8-7 /		A*************************************	1 = 5 . 40 1	٨
打弦楽器	ピアノ	0	金管楽器	トランペット	Δ
	オルガン	0		ホルン	Δ
弦楽器	ヴァイオリン	0		トロンボーン	Δ
	ビオラ	0		ユーフォニューム	Δ
	チェロ	0		チューバ	Δ
	コントラバス	0	鍵盤打楽器	マリンバ	0
	ハープ	0		ヴィブラフォン	0
木管楽器	フルート	0	打楽器	和太鼓(大太鼓)	
	クラリネット	0		和太鼓(小太鼓)	Δ
	オーボエ	0		エレキ・ドラム等 (ロック音楽演奏)	×
	ファゴット	0		洋太鼓 (ティンパニー、スネ ア・バスドラム)	Δ
	サックス	Δ	その他	PA(音量装置)を大 量に使う催し物	×

【利用できない催し物】

<u> </u>							
動きの激しい	ヒップホップ	Δ	振動の大きい	跳び箱(体操)	% 2		
舞踊	ブレイキン	Δ	公演	縄跳び(ダブルダッチ)	 2		
	フラメンコ	※ 1		受け身(武道)	% 2		
	タップダンス	% 1					

- 〇 使用可能
- × 使用不可
- △ 条件付き使用可能 <条件>音量の制限あり。(ホールから音漏れしない状態)
- ▲ 条件付き使用可能 <条件>音量の制限あり。(他施設の利用がない場合)
- ※1 条件付き使用可能 <条件>養生使用。(タップ・フラメンコシューズで舞台の床は踏めません)
- ※2 条件付き使用可能 <条件>養生使用。(舞台上の振動を抑えること)

注意:他の施設への音漏れ、振動により影響がでた場合、演奏の途中でも、音量の調整または中止していただく場合があります。

【問合せ先】烏山区民センター 管理事務所 電話:3326-3511 FAX:5313-0009